

(訟ろ一〇二)

令和元年12月20日

地方裁判所民事首席書記官 殿

最高裁判所事務総局行政局第二課長 精 松 晴 子

労働審判手続におけるテレビ会議の利用に係る周知について

(事務連絡)

労働審判手続におけるテレビ会議の利用については、各地方裁判所において、周知の取組を行っていただいた結果、その利用が着実に進んできたところです。また、実施状況の報告によると、テレビ会議の方法による期日の実施が有用であったとの感想も多く聞かれています。当事者の利便性の向上等の観点からは、引き続き、必要に応じてテレビ会議の利用が行われるよう同様の周知を行っていただくことが有益であると考えられます。

については、各地方裁判所におかれましては、令和2年以降も、当事者等に対し、労働審判手続においては、労働審判委員会の判断により、テレビ会議の方法による期日を実施することができることについて、事案や相談内容等に応じて、手続案内や事件の受付、受付後の期日調整等の際に案内するなどの方法により周知を行っていただきますようお願いいたします。